

令和 7 年 6 月 1 9 日
中 部 地 方 整 備 局

過失による粗雑工事に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 鹿島道路株式会社
及び住所 : 東京都文京区後楽 1 丁目 7 番 2 7 号
2. 指名停止措置期間 : 令和 7 年 6 月 1 9 日から令和 7 年 7 月 1 8 日まで (1 ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
4. 事 実 概 要
鹿島道路 (株) は、中部地方整備局発注の「平成 2 7 年度 1 号豊橋瓦町電線共同溝西新町工事」を施工したが、舗装工事の一部において、基層部に設計図書と異なるアスファルト混合物を使用していたことが判明した。
5. 指名停止措置理由
有資格業者である鹿島道路 (株) が、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。) 別表第 1 第 2 号(下記参照) に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1 ヶ月とする。

<指名停止措置要領 別表第 1 >

措 置 要 件	期 間
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事 (以下この表において「地方整備局発注工事」という。) の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき (引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの (以下「契約不適合」という。) が軽微であると認められるときを除く。)	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号 (052) 953-8138